

狂犬病予防接種 集合注射を実施します

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

生後91日以上の子の所有者は、法律により毎年6月30日までに狂犬病の予防注射を接種することが義務付けられています。

年に1度の狂犬病予防接種の時期となりました。どこでも都合のよい日時を選んで受けられます。対象は、富士見町に「登録済の犬」と「登録しようとする犬」です。

4月8日(月)

9:00~ 9:20	富士見町役場
9:35~ 9:45	乙事公民館
9:55~10:10	立沢構造改善センター
10:15~10:25	立沢下羽場組公会所
10:40~10:55	南原山集落センター
11:05~11:15	原の茶屋公民館
11:20~11:30	富士見ヶ丘公民館

4月23日(火)

9:00~ 9:10	御射山神戸公民館
9:20~ 9:30	栗生集落センター
9:40~ 9:50	若宮構造改善センター
10:00~10:10	木之間公民館
10:20~10:30	とちの木公民館
10:40~10:50	瀬沢公民館
11:00~11:10	机集落センター
11:20~11:30	上蔦木集落センター

5月12日(日)

9:00~ 9:30	富士見町役場
9:40~ 9:55	富士見台公民館
10:05~10:20	新田集落センター
10:30~10:45	乙事公民館
10:55~11:10	小六公民館
11:20~11:30	立沢構造改善センター

5月13日(月)

9:15~ 9:25	富士見高原リゾート株式会社 本社向い駐車場
9:40~ 9:50	高森公民館
10:00~10:15	葛窪転作研修センター
10:25~10:35	田端公民館
10:45~10:55	池袋公民館
11:05~11:15	信濃境公民館
11:25~11:35	烏帽子公民館

【持ち物】

- ・注射済票交付申請書のはがき（登録済の方。新規登録の場合は、下記申請書を記入しお持ちください）
- ・手数料（つり銭のないようご用意ください）
 - 登録済みの場合 3,500円（注射料金 2,950円 + 注射済票交付 550円）
 - 新規登録の場合 6,500円（新規登録 3,000円 + 上記料金 3,500円）
- ・フンの始末に必要なもの

【お願い】

- ・犬の健康状態を確かめたうえで受けてください。
- ・過去に狂犬病予防注射後に異常を起こしたことがある犬や持病がある場合は、動物病院にご相談ください。
- ・犬が暴れたり、動かないように抱くことができる方が同伴し、リードは短く持ってください。
- ・病気等で予防注射を受けられない犬は、動物病院で猶予証明書の交付を受け、生活環境係に提出してください。猶予証明書の提出は状況が変わらない場合も毎年必要となります。

-----キリトリ線-----

犬の登録（注射済票交付）申請書（新規登録の方のみ）

(宛先) 富士見町長

年 月 日

下記のとおり犬の登録及び注射済票の交付を申請します。

*欄は記入しないでください

ふりがな
申請者氏名: _____

住 所: 富士見町

電話 番 号: _____

種 類	生年月日	性 別	毛 色	呼 び 名	特 徴
*登録・注射年月日		*登録番号		*注射済票番号	

*富士見町狂犬病予防法施行細則様式第1号の記入に代えさせていただきますので、ボールペンで記入してください。